

第1章

計画策定の背景

- ① 計画策定の趣旨
- ② 第2次函館市男女共同参画基本計画
「はこだて輝きプラン」の検証
- ③ 第3次函館市男女共同参画基本計画
「はこだて輝きプラン」の中間評価

第1章 計画策定の背景

1 計画策定の趣旨

本市では、性別を問わず、誰もが自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、そのことにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を受けることができ、かつ、ともに責任を担う社会の実現をめざし、平成10年（1998年）に「～男女共同参画社会をめざす～はこだてプラン21」を策定し、各種施策を推進してきました。

さらに、平成17年（2005年）には「函館市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、平成20年（2008年）には、その条例に基づく「第2次函館市男女共同参画基本計画～はこだて輝きプラン」を策定し、条例に掲げる基本理念を踏まえ、「人権尊重と男女平等の意識づくり」、「あらゆる分野への男女共同参画の促進」、「多様な生き方が選択できる環境づくり」の3つを基本目標に、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。

また、全国的には、平成11年（1999年）に男女共同参画社会基本法が制定され、法に基づき、各般の施策が進められてきているところですが、人口減少や少子高齢化が進展し、共働き世帯の増加をはじめ、女性の社会進出が進んできている状況や、男性の子育てや介護への参画が必ずしも十分ではないことなど、様々な社会状況の変化により、男女共同参画を取り巻く課題が多様化しています。

こうした状況のなか、国においては、平成27年（2015年）8月に、女性が職業生活で個性と能力を十分に発揮し、活躍できる環境を整備するため「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が制定されました。

本市においても、引き続き男女共同参画社会の実現をめざし、社会情勢の変化を受け、多様化する課題に対応するため、総合的かつ計画的に施策を推進することとし、新たな「男女共同参画基本計画」を策定するものです。

2 第2次函館市男女共同参画基本計画「はこだて輝きプラン」の検証

「第2次函館市男女共同参画基本計画」では、「男と女^{ひとひと}ともに輝く 豊かなまち」をめざすべき将来像に、3つの基本目標を掲げ、各種施策を推進してきたところであり、平成28年度（2016年度）には、基本目標にかかわる29の主要施策のもと247事業を実施し、計画に掲げた事業は概ね実施することができました。

こうした取り組みにより、市民の男女共同参画意識は、少しずつ浸透してきていますが、平成28年（2016年）に実施した「男女共同参画に関する市民・事業者意識調査」の結果から、男女平等に関する価値観についての市民意識は、学校教育以外の分野は、すべて「男性優遇」と感じている割合が高いほか、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的役割分担意識も依然として男性に残っており、また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス^注）が実現できていない状況にあります。

さらに、本市の各種審議会等における女性登用率や市職員・学校における女性管理職の割合などは、「女性人材リスト」の活用や「女性活躍推進法に基づく函館市特定事業主行動計画」の策定などにより、増加してきているものの、目標値には達していない状況にあります。

このため、今後とも引き続き「第2次函館市男女共同参画基本計画」を継承し、男女共同参画の意識づくりを重点に、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めていく必要があります。

注）ワーク・ライフ・バランス／一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態。

3 第3次函館市男女共同参画基本計画「はこだて輝きプラン」の中間評価

「第3次函館市男女共同参画基本計画」では、「男と女^{ひとひと}ともに輝く 豊かなまち」をめざすべき将来像として、その実現に向け、3つの基本目標を掲げ、28の主要施策について、計画策定後の新たな取り組みも含めた各種事業を実施してきたところであります。基本目標に対し設定した30の指標項目のうち、12項目はすでに達成し着実な進展がありますが、18項目については、達成していないことから今後の計画期間において、引き続き施策の推進を図り、目標の上方修正や目標達成に向けた事業の充実を図ります。

また、令和3年度（2021年度）に実施した「男女共同参画に関する市民・事業者意識調査」（以下「市意識調査」という。）の結果では、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的役割分担意識について、否定的意見が約5割を占め、改善が見られますが、30代を除くすべての世代で1割から2割が肯定的意見であり、多くの世代に固定的役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）が存在するものと考えられ、その解消に向けた取り組みの推進が必要です。

男女の平等感については、「学校教育」では平等の割合が比較的高いものの、それ以外の分野では「男性優遇」と感じている割合が「女性優遇」と感じている割合を上回っており、特に「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたりなど」、「社会全体」では「男性優遇」と感じている割合が高くなっていることから、あらゆる分野において、男女共同参画と女性活躍を推進するための取り組みが必要です。

女性が仕事を持つことについては、「結婚や出産にこだわらず、仕事を続けた方がよい」が5割を超えていますが、全国調査の「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」の6割に比べ低い結果となっています。また、女性が仕事を続けていく上で支障となるものについては、「家事・育児・介護との両立が難しい」、「家事・育児・介護への家族の協力が不十分」などがあげられ、引き続きワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みと男性が積極的に家事や育児などを担うことができる環境づくりや意識改革の取り組みを進めていく必要があります。

DVを受けたことがある女性は、約7人に1人で、相談先は「知人・友人」、「親族」という身近な人が約3割と高い一方、「相談しなかった」割合は約5割を占め、問題が潜在化、深刻化しやすいことから、安心して相談ができ、被害者に寄り添った適切な支援を行う必要があります。

本計画では、本市審議会等における女性の登用率は35%、市における管理的地位にある女性の割合は17%を目指していますが、目標値には達していない状況となっていることから、引き続き、女性参画拡大の取り組みを推進していくことが必要です。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、特に、女性に対しては、休業・失業等による経済的困窮やDVの深刻化、家庭生活における家事や育児、介護等の負担増などの諸課題が顕在化し、男女共同参画の重要性を改めて認識することとなりました。

このようなことから、「第3次函館市男女共同参画基本計画」の中間見直しを行い、本市における男女共同参画社会の形成が一層促進されるよう取り組みを推進していく必要があります。

◆「第3次函館市男女共同参画基本計画」の推進状況◆

| | |
|------|---------------------|
| 基本目標 | 1 人権尊重と男女共同参画の意識づくり |
|------|---------------------|

| 推進の方向 | | 基準値 | 目標 | 現状値 (令和3年度) | 中間評価 |
|--|--|----------------|----|----------------|------|
| 項目 | | | | | |
| 男女共同参画意識の啓発 | | | | | |
| 「男女共同参画」の言葉の認知度 (男女共同参画に関する市民・事業者意識調査) | | 29.8% (H28) | 増加 | 34.7% | ○ |
| 固定的な性別役割分担を肯定する人の割合 (男女共同参画に関する市民・事業者意識調査) | | 26.6% (H28) | 減少 | 10.4% | ○ |
| 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実 | | | | | |
| 社会全体における男女の地位が平等であると感じている人の割合 (男女共同参画に関する市民・事業者意識調査) | | 11.1% (H28) | 増加 | 10.7% | ↓ |
| 人権尊重と暴力等の根絶 | | | | | |
| ドメスティック・バイオレンス被害を直接経験したことがある人の割合 (男女共同参画に関する市民・事業者意識調査) | | 12.5% (H28) | 減少 | 9.6% | ○ |
| ドメスティック・バイオレンス被害等の被害者が誰にも相談しなかった割合 (男女共同参画に関する市民・事業者意識調査) | | 43.3% (H28) | 減少 | 46.1% | ↓ |
| ドメスティック・バイオレンス等被害による緊急一時保護件数 | | 52件 (H28) | 減少 | 31件 | ○ |
| ハラスメント被害を直接経験したことがある人の割合 (男女共同参画に関する市民・事業者意識調査) | | | | | |
| (セクシュアル・ハラスメント) | | 11.3% (H28) | 減少 | 13.9% | ↓ |
| (マタニティ・ハラスメント) | | 2.6% (H28) | 減少 | 2.8% | ↓ |
| (パタニティ・ハラスメント) | | 0.1% (H28) | 減少 | 1.0% | ↓ |
| ハラスメント被害の被害者が誰にも相談しなかった割合 (男女共同参画に関する市民・事業者意識調査) | | 50% (H28) | 減少 | 54.7% | ↓ |

| | |
|------|---------------------|
| 基本目標 | 2 あらゆる分野への男女共同参画の促進 |
|------|---------------------|

| 推進の方向 | 基準値 | 目標 | 現状値 (令和3年度) | 中間評価 |
|--|----------------|-------------|--|------|
| 項目 | | | | |
| 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 | | | | |
| 市内事業所における管理的地位にある女性の割合 (労務状況調査) | 23.7% (H28) | 増加 | 21.4% | ↘ |
| 市における管理的地位にある女性の割合 | 13.4% (H28) | 17% (R2) | 15.7% 部長級48名 (うち女性4名) 次長級38名 (うち女性4名) 課長級191名 (うち女性35名) 課長補佐級9名 (うち女性2名) 合計286名 (うち女性45名) (R3.4.1現在) | ↗ |
| 各種審議会等委員への女性の登用率 | 24.7% (H28) | 35% (R9) | 24.8% 103審議会等 委員数1,122名 (うち女性278名) (R3.4.1現在) | ↗ |
| 市の男性職員の育児休業取得率 | 3.6% (H28) | 10% (R2) | 4.8% (3名/62名) | ↗ |
| 市の男性職員の配偶者出産休暇取得率 | 71.4% (H28) | 80% (R2) | 82.3% (51名/62名) | ○ |
| 市の男性職員の育児参加休暇取得率 | 30.4% (H28) | 増加 | 43.5% (27名/62名) | ○ |
| 雇用等の場における男女共同参画の促進 | | | | |
| 女性従業員配置の考え方(性別に関わらず、個人の能力に応じた人員配置を行っている事業所の割合) (男女共同参画に関する市民・事業者意識調査) | 59% (H28) | 増加 | 70.0% | ○ |
| ワーク・ライフ・バランスが実現できていると回答した人の割合 (男女共同参画に関する市民・事業者意識調査) | 21.5% (H28) | 増加 | 40.4% | ○ |
| 多様なニーズを踏まえた就業環境の整備 | | | | |
| 男性を100とした場合の女性の給与水準(男女別基本給額平均から算出) (労務状況調査) | 90% (H28) | 増加 | 88.5% (R3.8.31現在) | ↘ |
| 地域社会等への男女共同参画の促進 | | | | |
| 町会・自治会等における会長職に就く女性の割合 | 6.0% (H28) | 増加 | 9.0% 会長職178名 (うち女性16名) (R3.4.1現在) | ○ |

| | |
|------|---------------------|
| 基本目標 | 3 多様な生き方が選択できる環境づくり |
|------|---------------------|

| 推進の方向 | | 基準値 | 目標 | 現状値 (令和3年度) | 中間評価 |
|-----------------------------------|--------|----------------|--|-----------------------------|------|
| 項目 | | | | | |
| 少子・超高齢社会における男女の自立支援 | | | | | |
| 育児休業制度に関する規定の設置率 (労務状況調査) | | 82.5% (H28) | 増加 | 83.5% (R3.8.31現在) | ○ |
| 介護休業制度に関する規定の設置率 (労務状況調査) | | 74.6% (H28) | 増加 | 76.8% (R3.8.31現在) | ○ |
| 子育て支援の満足度 (出典:市民等アンケート[20歳以上]) | | 11.2% (H27) | 20% (R元) | 次回調査未定 | — |
| 地域放課後児童健全育成事業 | | 59クラス (H28) | 61クラス (R元) | 75クラス (R3.4.1現在) | ○ |
| 生涯を通じた男女の健康支援 | | | | | |
| 妊婦一般健康診査受診率 | | 83.2% (H28) | 95% (R元) | 84.1% | ↗ |
| がん検診受診率 | | | | | |
| | (胃がん) | 4.6%(H26) | 基準値(平成26年度受診率)から10%以上増加(R元) →算出方法を変更したため、H30からの推移で確認する。 | 令和3年度の確定は 令和4年度末以降の予定 | — |
| | (肺がん) | 13.2%(H26) | | | — |
| | (大腸がん) | 11.2%(H26) | | | — |
| | (乳がん) | 29.0%(H26) | | | — |
| | (子宮がん) | 33.4%(H26) | | | — |

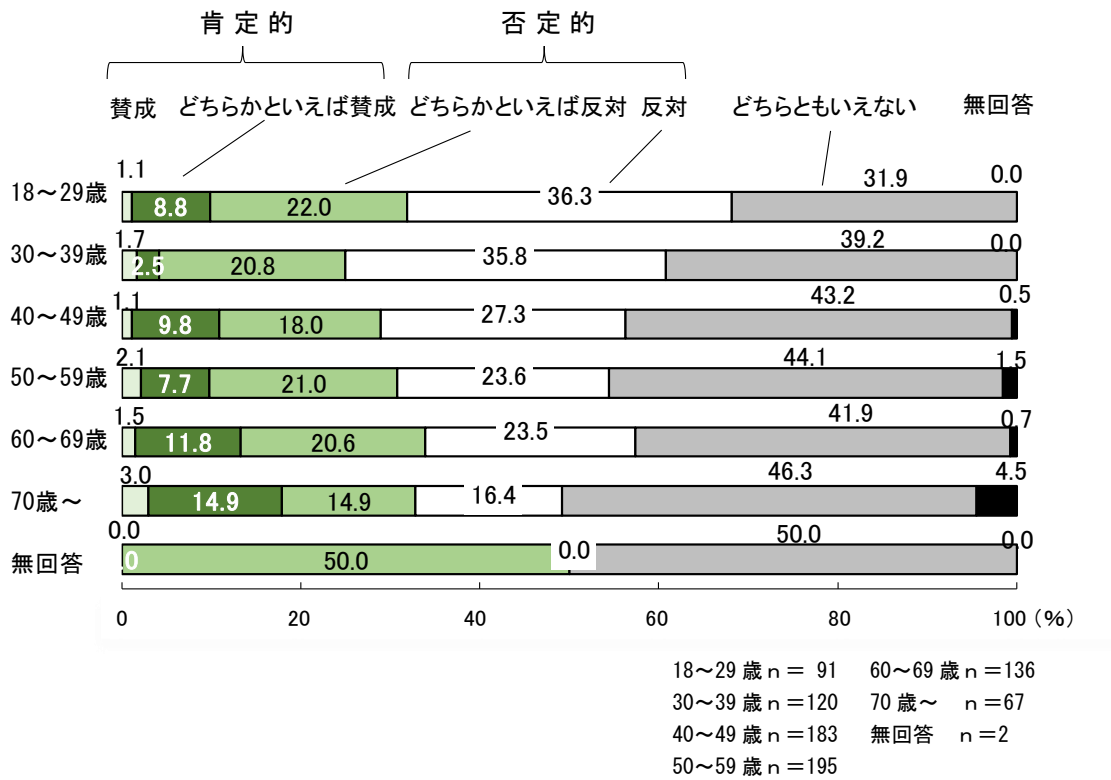
※中間評価:基準値と現状値を比較し評価した。

凡例

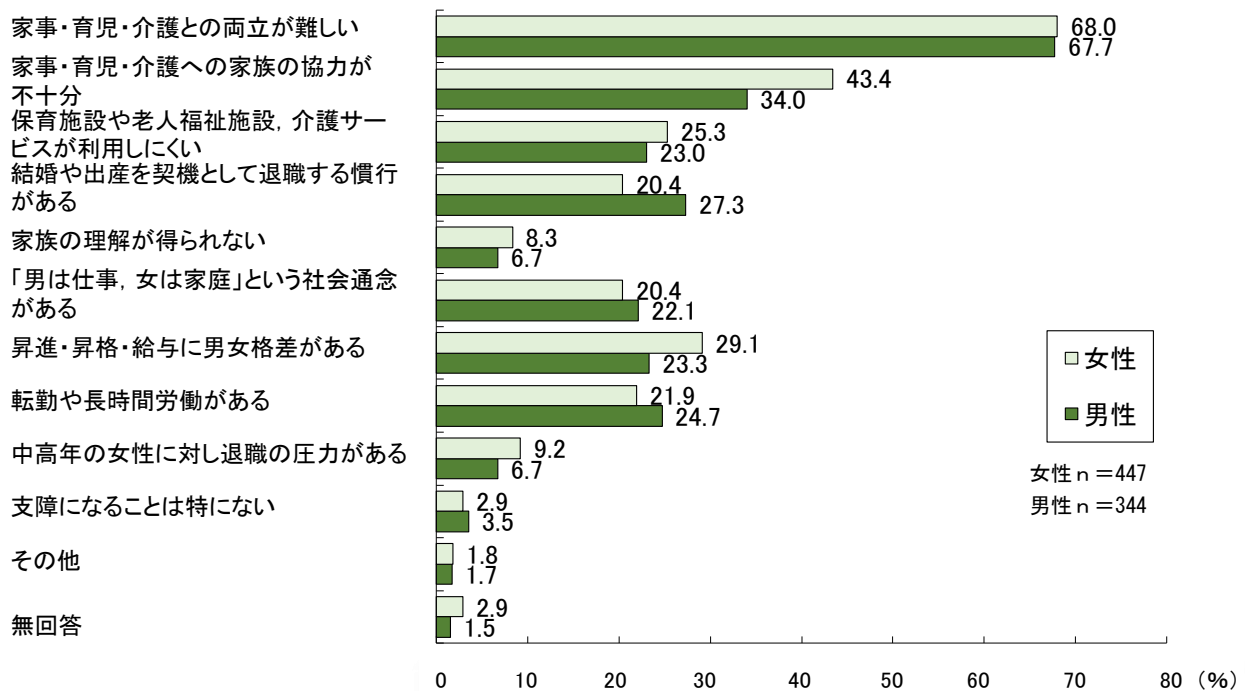
| | |
|---|-----------------------------|
| ○ | 現状値が目標を達成した |
| ↗ | 現状値が目標に達していないが、改善傾向にある |
| ↘ | 現状値が悪化している |
| — | 目標設定後、調査等が行われていない等の理由で評価が困難 |

◆市意識調査結果(抜粋)◆

・「男は仕事, 女は家庭」という考え方について



・女性が仕事を続けていく上で、支障となっているものについて



・DV やデートDV に関する相談先について

